

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ 有限会社 ひぐちこうぎょう 樋口工業
 住所 東大阪市東豊浦町5番9号
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 ひぐち よしかず 樋口 良和 印
 電話番号 072-982-2337
 FAX番号 072-985-2475
 メールアドレス higuchi8032@yahoo.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

- 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	し	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 有限会社 樋口工業
住 所 東大阪市東豊浦町5番9号
代表者氏名 代表取締役 樋口 良和



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ひぐち よしかず 樋口 良和	
代表取締役 ひぐち まさひろ 樋口 雅洋	
取締役（非常勤） はしもと ようこ 橋本 陽子	
監査役 ゆかわ ひろお 湯川 博夫	
事業の範囲	1. 管工事業 2. 土木工事業 3. 消防施設工事業 4. 前各号に附帯関する一切の業務
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	ひぐちこうぎょう 有限会社 樋口工業
上記事業所の所在地	郵便番号 579-8032 住所 東大阪市東豊浦町5番9号 電話番号 072-982-2337 F AX番号 072-985-2475 メールアドレス higuchi8032@yahoo.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
樋口 雅洋	第105316号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和元年 8月29日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	パイプカッター	VC-27ED	2	
	パイプカッター	VC-42ED	2	
	パイプカッター	VC-63ED	2	
	マルチカッター	VM-29	2	
	高速カッター	CC12CS	2	
	バンドソー	RB10	1	
	電動セバーソー	CR17Y	2	
	電動ディスクグラインダー 金切りのこ	G10SH3 固定式鋸弦	2 3	
管の加工用の 機械器具	パイプマシン（ネジ切り機）	N100	2	
	パイプマシン（ネジ切り機）	N80	1	
	パイプマシン（ネジ切り機）	N50	1	
	パイプマシン（ネジ切り機）	NS25	2	
	電動式穿孔機	PAS	1	
	手動式穿孔機	DAS	1	
	やすり	300平型判丸型	3	
管の接合用の 機械器具	パイプレンチ	250・300	各3	
	パイプレンチ	350・400	各2	
	パイプレンチ	600・900	各2	
	コーナーレンチ	250・300	各2	
	コーナーレンチ	350・400	各2	
	コーナーレンチ	600・900	各1	
	トルクレンチ	S3919GM2	1	
	ラチェットレンチ	24・30	各1	
	モンキーレンチ	200・300	各2	
	プライヤー	250	5	
	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T-50K	2	
	水中ポンプ		6	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

有限会社 樋口工業

住 所

東大阪市東豊浦町5番9号

代表者氏名

代表取締役 樋口良和

印

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府東大阪市東豊浦町5番9号
 有限会社樋口工業

会社法人等番号	1220-02-004083	
商号	<u>丸一産業有限会社</u>	
	有限会社樋口工業	昭和41年 3月19日変更
本店	<u>大阪府枚岡市東豊浦町5番9号</u>	
	大阪府東大阪市東豊浦町5番9号	昭和42年 2月 1日変更
公告をする方法	官報に掲載してする	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
会社成立の年月日	昭和40年4月1日	
目的	1. 管工事業 2. 土木工事業 3. 消防施設工事業 4. 前各号に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	3000株	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 3000株	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。	

大阪府東大阪市東豊浦町 5 番 9 号
有限会社樋口工業

		平成 17 年法律第 87 号第 1 36 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記
役員に関する事項	大阪府枚岡市東豊浦町 5 番 9 号 取締役 樋口良和	
	大阪府八尾市福万寺町一丁目 4 8 番地 取締役 橋本陽子	平成 8 年 3 月 12 日就任 -----
	大阪府東大阪市東豊浦町 5 番 9 号 取締役 樋口雅洋	平成 12 年 4 月 1 日就任 -----
	代表取締役 樋口良和	昭和 60 年 5 月 21 日就任 -----
	代表取締役 樋口雅洋	平成 12 年 4 月 1 日就任 -----
	大阪市西成区玉出新町通二丁目 4 2 番地 監査役 湯川博夫	
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第 15 号附則第 3 項の規定により	平成 16 年 3 月 8 日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和 元年 8 月 29 日

大阪法務局東大阪支局

登記官

山 田 和 弘



*
* 定 款 *
*

有限会社 樋口工業

定 款

第1章 総 則

- 第 1条 当社は有限会社樋口工業と称する。
- 第 2条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。
1. 管工事業
 2. 土木工事業
 3. 消防施設工事業
 4. 前各号に附帯関連する一切の業務
- 第 3条 当社の資本の総額は金3,000,000円とする。
- 第 4条 当社の本店を東大阪市東豊浦町5番9号に置く。

第2章 社員及出資

- 第 5条 当社の資本はこれを3000口に分ち出資一口の金額は1,000円とする。
- 第 6条 社員の氏名住所並びに出資口数は下記の通りとする。

大阪府東大阪市東豊浦町5番9号

出資口数 3000口 樋 口 良 和

第3章 役員

第7条 当会社が取締役2名以上を置き必要があれば監査役1名を置くことができる。

第8条 当会社は取締役会の決議で社長取締役2名を選任する。
代表取締役のうち1名を社長とし、社長は会社を代表し社務一切を総括し、社員総会及び取締役会の議長となる。
社長に事故ある時は他の取締役がこれに代る。

第9条 役員報酬は社員総会の決議により定める。

第4章 社員総会

第10条 当会社の社員総会は毎決算期後3ヶ月以内に招集し臨時総会は随時必要ある時招集する。

第11条 社員総会は法令に別段の定めある場合を除き本店所在地に於いて招集する。

第12条 総会の議決権は出資1口につき1個として決議は出席社員の議決権の過半数を以って決する。

第13条 社員は代理人を以って議決権を行使することが出来る。

第14条 社員総会の議事の経過の要領及びその結果についてはこれを議事録に記載し議長及び出席した取締役がこれに署名して会社に保存するものとする。

第5章 計 算

第15条 当会社の営業年度は毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

第16条 当会社の損益計算はその営業年度の総益金と総損金とを対照しその差額を当期利益金又は当期損失金とする。

第17条 毎営業年度の損益金に前期繰越損益金を加減したものを次の通り処分する。

1. 利 益 準 備 金	法定額以上
1. 別 途 積 立 金	若干
1. 税 金 引 当 金	若干
1. 役 員 賞 与 金	若干
1. 社 員 配 当 金	若干
1. 後 期 繰 越 金	若干

この処分は社員総会の決議を以って変更することが出来る。

第18条 前条の社員配当金は毎決算期末現在の社員にその出資口数に応じて配当する。

第19条 当会社の社員は何時でも会社の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を請求出来るものとする。

第20条 この定款に規程のない事項はすべて有限会社法その他の法令によるものとする。

以 上

この定款は当社の現行定款と相違ありません。

令和元年 8月29日

有限会社 樋口工業

代表取締役 樋口 良和



第一〇五三一六号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

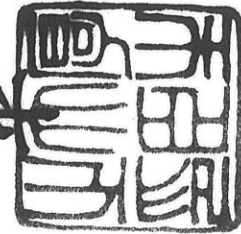
氏名 樋口 雅洋

昭和三十六年二月二日生

水道法(昭和三十年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年十月十三日

厚生大臣 宮下 創



営業所の写真(外観・事業所内)

営業所(外観)の写真



営業所(事務所内)の写真



建設業の許可票

商号又は名称	有限会社 樋口工業		
代表者の氏名	樋口 良和		
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
一般建設業	管工事業	大阪府知事許可 (般-28)第2799	平成 28年 11月 29日
一般建設業	土木工事業	大阪府知事許可 (般-28)第2799	平成 28年 11月 29日
この店舗で営業 してゐる建設業	管工事業 ・ 土木工事業		

工専用資材保管場所の写真

外部の写真



内部の写真



真平の酒造書物林資限専工



真平の酒内

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ 有限会社 ひぐちこうぎょう 樋口工業
 住所 東大阪市東豊浦町5番9号
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 ひぐち よしかず 樋口 良和 印
 電話番号 072-982-2337
 FAX番号 072-985-2475
 メールアドレス higuchi8032@yahoo.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

- 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 有限会社 樋口工業

住 所 東大阪市東豊浦町5番9号

代表者氏名 代表取締役 樋口 良和 印

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

解任

の届出

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社 樋口工業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
樋口 雅洋	第105316号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第一〇五三一六号

給水装置工事技術者免状

本籍 大阪府

氏名 樋口 雅洋

昭和三十六年二月二日生

水道法(昭和三十一年法律第百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年十月十三日

厚生大臣 宮下 創

